

シリーズ企画

オリンピックと受動喫煙防止法・条例(その5)

産業医科大学産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 教授 大和 浩

東京都と山形県の受動喫煙防止条例の、その後の経過について説明します。2014年7月29日、22学会で構成される禁煙推進学術ネットワークから舩添都知事に対して東京五輪の成功のために屋内を全面禁煙とする都条例の制定を求めた要望書を提出し、8月17日のフジテレビ「新報道2001」に出演した舩添都知事は「都議会の皆さんの協力も得て、議会できちんと条例を通せばできますから。これ、やりたいと思います」と、前向きな発言をしたことは、本誌の昨年11月号で紹介しました。

ところが、都知事の発言から1カ月後の9月16日、東京都議会自由民主党幹事長から「東京都の受動喫煙防止対策に関する緊急要望」が都知事に対して出されたことが「報道機関各位」に周知されました(図1)。JTがテレビCMで繰り返し流す「吸う人も、吸わない人も、心地よい世の中へ」というマナーCMの内容そのものです。このような業界寄りの発言をする人たちを族議員と呼びます。日本禁煙学会が調べた自民党への献金額の一覧表(図2)がホームページに公開されております。なお、他党への献金はないそうです。さらに、タバコ族議員は自身も喫煙者である場合が多く、タバコ産業から「屋内を禁煙とする法律・条例を作ったら先生たちも国会・議会議場で吸えなくなりますよ」と吹き込まれているため「分煙以上の施策はダメ」と大きな声で反対します。他業種の族議員

よりもやっかいな存在です。

昨年9月の勉強会で知り合いになった東京都議会の音喜多議員が、私が測定した①都庁3階の喫煙室からの漏れ、②25階の全席喫煙の喫茶店の受(14ページに続く)

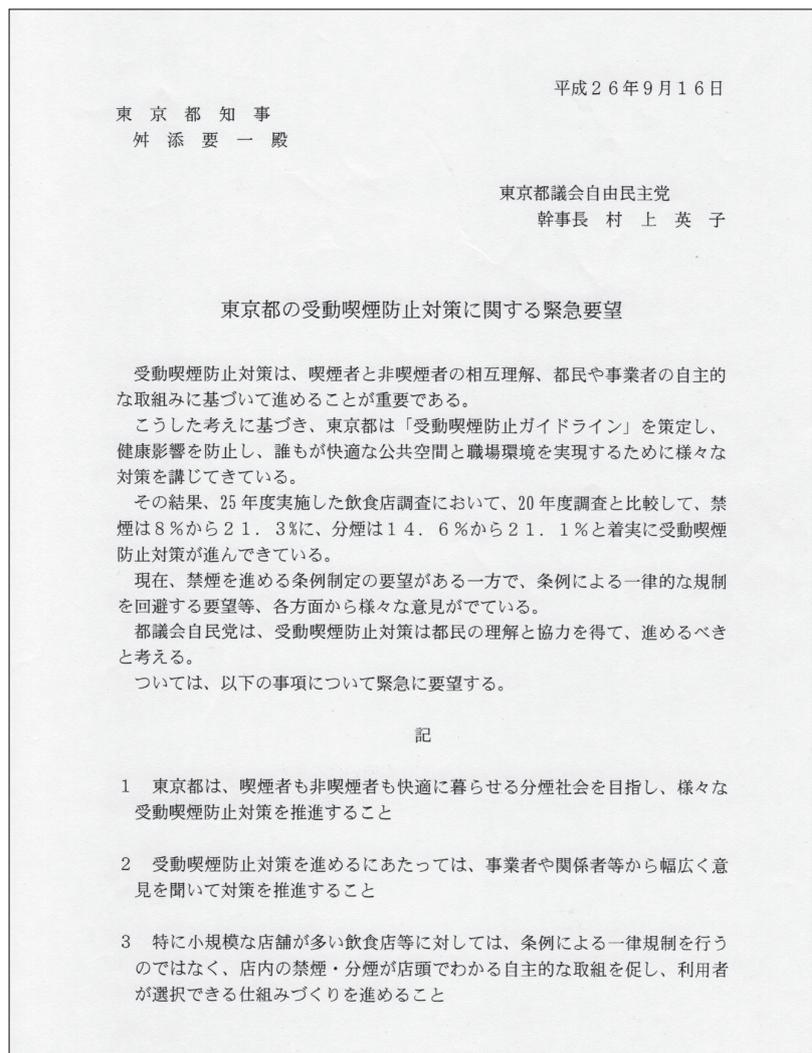


図1 東京都議会自由民主党幹事長からの緊急要望書

図2 タバコ業界から自由民主党議員への政治献金額一覧

（日本禁煙学会、自由民主党、政治献金、で検索）

2014/10/31現在

議員数 108名

合計金額 2,777万円

表3 自民党議員への献金額 3年間の合計金額が多い順 2010年～2012年(平成22～24年)

30万円以上			30万円未満～10万円超え			10万円以下		
星野 伊佐夫	新潟県議会議員	¥1,781,150	保利 耕輔	衆・佐賀3区	¥260,000	熊谷 大	参・宮城	¥100,000
谷川 弥一	衆・長崎3区	¥1,096,500	後藤田 正純	衆・徳島3区	¥250,000	富樫 博之	衆・秋田1区	¥100,000
江渡 聡徳 *	衆・青森2区	¥1,020,000	山本 順三	参・愛媛	¥250,000	額賀 福志郎	衆・茨城2区	¥100,000
山本 秀久	熊本県議会議員	¥931,500	北村 誠吾	衆・長崎4区	¥250,000	上野 道子	参・栃木	¥100,000
加藤 寛治 *	衆・長崎2区	¥862,750	高橋 ひなこ	衆・比例東北・青森県	¥200,000	秋元 司	衆・比例東京	¥100,000
村田 吉隆	衆・比例中国・岡山県	¥850,000	山崎 力	参・青森	¥200,000	小田原 潔	衆・東京都21区	¥100,000
山田 俊夫 *	参・比例・富山県	¥800,000	岸 公一	参・山形	¥200,000	平 将明	衆・東京4区	¥100,000
末吉 光徳	衆・長崎九州・長崎県	¥800,000	吉野 正芳	衆・比例中国・(本来福島県)	¥200,000	松島 みどり	衆・東京14区	¥100,000
宮路 和明	衆・比例九州・鹿児島5区	¥800,000	根本 匠	衆・福島2区	¥200,000	村上 英子	東京都議会議員	¥100,000
衛藤 晟一	参・比例・全国区・大分県	¥779,300	永岡 桂子 *	衆・比例北関東・茨城7区	¥200,000	石原 宏高	東京・比例・第3区	¥100,000
岸田 文雄	衆・広島1区	¥770,000	西川 公也	衆・栃木3区	¥200,000	北村 茂男	衆・石川3区	¥100,000
鈴木 俊一	衆・岩手2区	¥660,000	松野 博一	衆・千葉3区	¥200,000	若林 健太	参・長野	¥100,000
野田 毅 *	衆・比例九州・熊本県	¥660,000	門傳 英慈	東京都第76支部支部長	¥200,000	藤川 政人	参・愛知	¥100,000
野村 哲郎 *	参・鹿児島	¥600,000	中原 八一	参・新潟	¥200,000	上野 賢一郎	衆・滋賀2区	¥100,000
大島 理森 *	衆・青森3区	¥500,000	宮腰 光寛 *	衆・富山2区	¥200,000	高市 早苗	衆・奈良2区	¥100,000
河村 建夫	衆・山口3区	¥450,000	岡田 直樹	参・石川	¥200,000	浜田 和幸	参・鳥取	¥100,000
加藤 勝信	衆・岡山5区	¥428,000	石破 茂	衆・鳥取1区	¥200,000	青木 一彦	参・比例中国・島根	¥100,000
亀岡 偉民	衆・福島1区	¥400,000	松村 祥史 *	参・熊本	¥200,000	長岡 肇太郎	山口市議会議員	¥100,000
坂本 剛二 *	衆・東北比例・福島5区	¥400,000	衛藤 征士郎	衆・大分2区	¥200,000	坂本 哲志	衆・熊本3区	¥100,000
吉原 修	東京都議会議員	¥400,000	小里 泰弘	衆・鹿児島4区	¥200,000	江藤 拓	衆・宮崎2区	¥100,000
金子 恭之 *	衆・熊本5区	¥400,000	通島 幸一	鹿児島県議会議員	¥200,000	保岡 興治	衆・鹿児島1区	¥100,000
森山 裕 *	衆・鹿児島5区	¥400,000	島尻 安伊 *	参・比例・沖縄県	¥200,000	岩城 光英	参・福島	¥100,000
山口 俊一 *	衆・徳島2区	¥350,000	赤澤 亮正	衆・鳥取2区	¥180,000	西銘 恒三郎 *	衆・沖縄	¥100,000
岸 伸夫	衆・山口2区	¥329,550	福山 守	衆・徳島1区	¥165,644	麻生 太郎	衆・福岡8区	¥80,000
金田 勝年 *	衆・秋田2区	¥300,000	寺井 正遷	徳島県議会議員	¥150,000	中川 雅治	参・東京	¥50,000
岡田 広	衆・茨城	¥300,000	大野 敬太郎 *	衆・香川3区	¥150,000	甘利 明	衆・神奈川13区	¥50,000
川井 しげお	東京都議会議員	¥300,000	塩崎 恭久	衆・愛媛1区	¥150,000	持田 文男	神奈川県議会議員	¥50,000
長島 忠美 *	衆・新潟5区	¥300,000	高野 光二郎	参・高知	¥150,000	白石 徹	衆・愛知3区	¥50,000
古川 禎久	衆・宮崎3区	¥300,000	山本 有二	衆・高知3区	¥150,000	細田 博之	衆・島根1区	¥50,000
			大家 敏志	参・比例・福岡	¥150,000	小島 敏文	衆・比例中国・広島県	¥50,000
			福岡 資麿	参・佐賀	¥150,000	小林 史明	衆・広島7区	¥50,000
			金子 原二郎	参・長崎	¥150,000	寺田 稔	衆・広島5区	¥50,000
			竹下 亘 *	衆・島根2区	¥110,000	平口 洋	衆・広島2区	¥50,000
			中西 祐介	参・徳島	¥110,000	安倍 晋三	衆・山口4区	¥50,000
						高村 正彦	衆・山口1区	¥50,000
						瀬戸 隆一	衆・比例四国・香川	¥50,000
						平井 卓也 *	衆・香川1区	¥50,000
						村上 誠一郎	衆・愛媛2区	¥50,000
						山本 公一	衆・愛媛4区	¥50,000
						中谷 元	衆・高知2区	¥50,000
						福井 照	衆・高知1区	¥50,000
						古川 康	佐賀県知事	¥50,000
						門 博文	衆・和歌山1区	¥50,000
						二階 俊博	衆・和歌山2区	¥50,000
						石田 真敏	衆・和歌山2区	¥50,000

合計金額の算出方法: 政治資金収支報告書に名前が記載されて受領している議員、自由民主党の選挙事務所に対しての献金があったときの代表議員を明記。

*は「たばこ産業特別委員会」所属議員(2014/3/18現在)

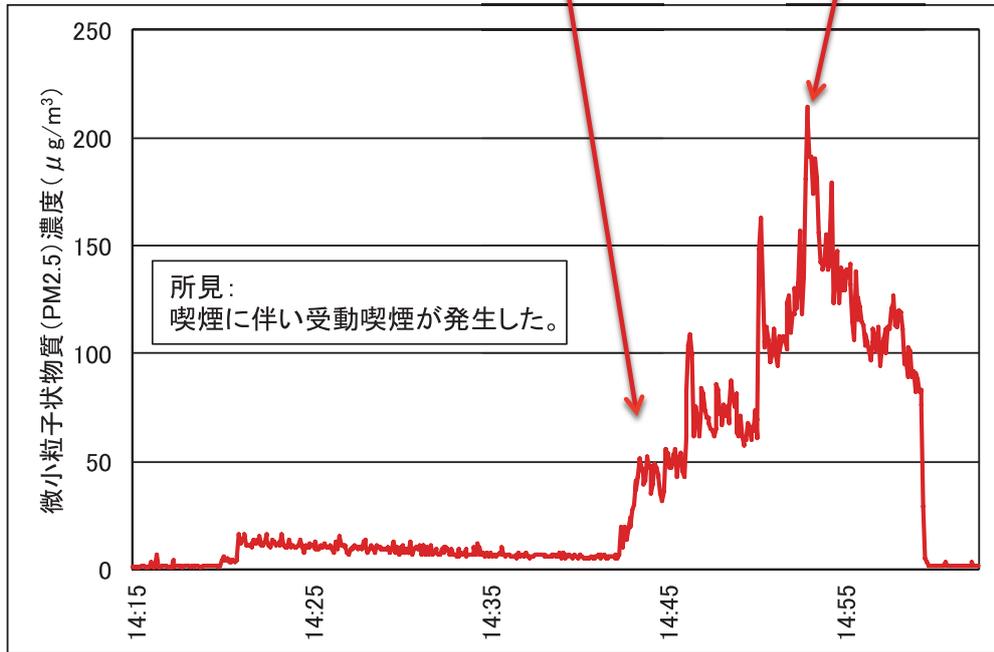
出典: 総務省掲載の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書、各都道府県の選挙管理委員会に提出された政治団体の収支報告書(要旨)



東京都庁25階喫茶店:
常時喫煙可能
(測定中に3本の喫煙あり)



図3 東京都庁、喫茶店の受動喫煙



(12ページから)

動喫煙(図3)、③32階の11～14時の禁煙タイムが終わると喫煙可能な喫茶店の受動喫煙をPM2.5で評価したグラフを使って議会質問をしても、最大会派の自民党からこのような「緊急要望書」が提出されていては、都知事が10月の定例記者会見で「分煙をもっと勧める必要があると思う」と態度を変えたのも不思議ではありません(図4)。恐るべ

し、タバコ産業!

さらに、1月号で紹介した山形県でもタバコ産業の裏工作は着々と進んでいました。まず、2014年3月、屋内を禁煙とする条例化の決定が先送りされ、4月に行われたパブコメでは条例化に反対するコメントが1,017件に対し、賛成はたった6件でした。国民の8割が非喫煙者であることを考えると、タバコ産業の組織票が入ったことは明らか

です。同年12月の県議会では、罰則規定がない山形県独自の「宣言(案)」を策定する、ということが提案されました。図5（16ページ参照）に示すように、子どもが主に利用する施設と医療機関は敷地内禁煙を100%実施する、という点は良いのですが、やはり喫煙室の設置が容認され、かつ、争点であった飲食店等のサービス産業は「当面は、分煙を含め、各業態の実情に合わせた実効性のある対策を促す」という内容が示されました。この件に関して12月24日から1月23日にかけて「宣言(案)」に関するパブコメが開始されました。1月中旬、NPO法人山形県喫煙問題研究会の川合会長から禁煙関連のメーリングリストで「条例賛成の意見を送って下さい」と呼びかけがありました。全国で禁煙に係わる活動をされている約800の方に、例えば、「子育て支援に屋内禁煙化」「安全安心の山形県にタバコ対策は必須」「分煙では従業員の受動喫煙を防止できない」「マナーの問題ではなく命の問題」など短くても良いのでコメントを送って欲しい、とメールで呼びかけたところ、数人の方から「すべての人をタバコから守りましょう、と送りました」などのお返事がきました。これから発表される山形県宣言が少しでも前向きな形で発表されることを期待しています。パブコメの締め切りが遅ければ、この原稿を通じて北九州市医師会の1,800人のドクターにも呼びかけられたのに残念です（このようなメルマガを配信しておりますので、希望される方はyamato@med.uoeh-u.ac.jpまでご一報下さい）。

東京) 受動喫煙防止、条例見送り 知事単独インタビュー

2014年12月27日03時00分

印刷 | メール | スクラップ



インタビューに応じる舛添要一知事=都庁

舛添要一知事が朝日新聞の単独インタビューに応じた。近年の五輪開催都市で屋内禁煙の流れが定着する中、受動喫煙防止の条例化について「直には難しい」と述べ、当面見送る考えを明らかにした。ただ、来年度予算案で、飲食店などの分煙へ向けた改装費を補助する制度を新設し、分煙の取り組みを後押しする意向を示した。

受動喫煙防止の条例化について、舛添知事は「たばこを吸う人、吸わない人がいる。だからはっきり言ってなかなか直ちに条例というのは難しい」と語った。困難な理由として、禁煙に反対するたばこ業界だけでなく、飲食店からも喫煙客が減ること

への懸念が寄せられていることを挙げた。

条例化を見送る代替策としては「来年度予算で何かはしたい」と言及。飲食店が禁煙と喫煙の間仕切りを設けて分煙する際、改装資金の助成制度の新設を挙げた。さらに、屋外での喫煙は海外よりも、ポイ捨てや歩きタバコを禁止する条例のある日本の方が厳しいとした上で、煙を除去する機材を備えた喫煙所を屋外に設ける場合、都が区に助成できないかも検討しているという。

受動喫煙の防止策を巡っては、都が10月に有識者らによる検討会を設けて議論を進めている。飲食店などでの全面禁煙を求めるNPO法人からは早期の条例化を求める意見が寄せられる一方、都議会 自民党からは小規模な店舗の多い飲食店などには一律規制をせず、自主的な取り組みを促すよう要望が出ていた。

図4 受動喫煙防止条例に関するインタビュー
(朝日新聞デジタル、2014年12月27日)

同様の妨害は神奈川県、兵庫県、京都府、大阪府でも大金を使って行われていたのだと思います。喫煙対策の推進を妨害するタバコ産業のことを海外では「Big Tobacco」と表現されています。「Big Tobacco」に対抗するには市民の声が大切です。同様のパブコメには是非一言「働く人がいる場所は全面禁煙」と送って下さい。

「吸わない人が心地よい世の中」は、どんな場所でも受動喫煙が発生しない社会です。自分がタバコ臭い場所に行かなければ良い、ではなく、飲食店で働く人たちの受動喫煙も無くなるまで、情報発信を続けていきます。

やまがた受動喫煙防止宣言(案)の概要

趣旨	<p>県民、事業者、行政が一体となって、受動喫煙のない地域社会づくりに推進するということ、受動喫煙防止対策を健康づくり施策の重要な柱の一つに位置付け、健康長寿日本一の実現を目指す。また、国内のみならず海外から山形県を訪れる方々にも快適に過ごしていただくよう、県民あげて受動喫煙防止対策に取り組む、この取組みを全国に発信していく。</p>
宣言	<ol style="list-style-type: none"> 誰もがきれいな空気で快適に過ごせるよう、受動喫煙をなくします 県民、事業者等すべての人が、たばこの煙が健康に及ぼす悪影響について認識を共有し、受動喫煙のない地域社会づくりに協力して進めます 未来を担う子どもや妊産婦を、県民みんなで受動喫煙の悪影響から守ります 本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、「きれいな空気でおもてなし」します <p>※ 地域や職場、事業所、関係団体などにおいても、それぞれの立場から具体的な受動喫煙防止対策に取り組むことを宣言し、主体的に対策を推進していく。</p>
中期目標	<p>目標年度：平成29年度（「健康やまがた安心プラン」中間見直し）⇒平成30年度から後期プラン</p> <p>【事業者等の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが主に利用する施設及び医療機関 ⇒ 敷地内禁煙の実施率100% ○公共性の高い施設 ⇒ 敷地内禁煙又は建物内禁煙（完全分煙）の実施率100% ○不特定多数の者が利用する施設 ⇒ 施設の種類の受動喫煙防止対策（建物内禁煙、完全分煙等）実施率の倍増（当面は、分煙を含め、各業態の実情に合わせた実効性のある対策を促す。） <p>【喫煙マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙の機会の半減 <p>※現状値：平成26年度山形県受動喫煙対策等実態調査等による。 ※幼稚園(85.1%)、小中学校(97.1%)、高校(100%)、児童福祉施設(90.0%)、病院(64.7%) ※官公庁施設(97.3%)、美術館(97.5%)、体育館(98.8%)、集会所(98.5%) ※飲食店(40.2%)、宿泊施設(63.4%)、理容店(27.9%)</p>
役割・主な取組み	<p>【県民】</p> <p>たばこの煙や受動喫煙の悪影響について正しく理解し、受動喫煙の防止に努め、特に子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守るとともに、本県を訪れる人々を「きれいな空気でおもてなし」する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喫煙マナーの遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・公共的な施設はもとより、家庭内や地域の集会、友人同士の会食などあらゆる場面で周囲の人を不快にさせないよう配慮 ○県、市町村、事業者等が実施する対策への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止イニシアチブ等の活用による事業者等への働きかけ <p>【事業者等】</p> <p>行政との連携や事業者間の相互連携を図りながら、具体的な対策を主体的に推進するとともに、本県を訪れる人々を「きれいな空気でおもてなし」する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政との連携、事業者間連携による主体的な対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・施設における禁煙や完全分煙等の対策の実施 ・対策の内容を見やすい場所への表示 ・従業員の健康を守るための効果的な対策の実施 ○利用者の意見を反映した対策の実施 <p>【保健医療関係者等】</p> <p>健康教育に積極的に取り組むとともに、禁煙したい人に対して支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康教育・禁煙支援の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止に関する情報発信や禁煙教育の実施 ・禁煙相談や治療など禁煙支援の実施 <p>【行政】</p> <p>受動喫煙防止に関する施策を推進するとともに、保健医療関係者等と連携・協力して禁煙したい人に対して支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民、事業者等と連携・協力した施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・たばこの煙や受動喫煙防止に関する正しい知識の普及と啓発 ・乳幼児健診等の場を活用し、妊産婦やその家族に対する重点的な啓発 ・喫煙者に対する喫煙マナーの遵守と周囲への配慮の呼びかけ ・対策の表示用ステッカーの普及 ・事業者と受動喫煙防止に関する検討会などの意見交換の場を設置し、主体的な取組みを促し、その取組みを内外にアピール ・禁煙相談や治療を実施する医療機関等の情報発信
目標の進捗状況の管理や取組みの評価	<p>県民、事業者、行政等が参加する「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会（仮称）」の設置</p>

図5 やまがた受動喫煙防止宣言(案)の概要(2014年12月時点)